

3/15 福井

## 差し止め控訴審の 判断前「司法軽視」

### 弁護士が抗議声明

大飯原発3、4号機を巡っては、2014年に一審福井地裁判決で運転差し止めが命じられ、名古屋高裁金沢支部での控訴審が昨年11月に結審、判決を待つ状態になっている。住民側の島田広弁護士長(49)＝福井弁護士会＝は14日、「差し止め判決に対する控訴審の判断も示されていないにもかかわらず再稼働されることは、司法判断の軽視だ」とする抗議声明を出した。

控訴審では、2基を審査した元原子力規制委員長代理の島崎邦彦東京大名誉教授が「基準地震動が過小評価されている」と証言した。声明では「原発の基準地震動と地盤という安全性の根幹において、関西電力の耐震設計が誤りだと専門家から指摘されているのに再稼働に踏み切った」と批判。「司法を軽視し、安全性を無視し、関西電力の利益を優先した不当な再稼働に強く抗議し、引き続き裁判所でたたかい続ける」とした。(嶋本祥之)